## 統計データ有効活用検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、市の政策の立案及び推進のための基礎的資料である統計 データの各局相互間における有効活用を促進するため、職員による統計デ ータ有効活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その有効 活用について検討することを目的として定める。

(検討事項)

- 第2条 委員会における検討事項は、次のとおりとする。
  - (1) 統計データの一元管理に関すること。
  - (2) 統計リテラシーの向上に関すること。
  - (3) その他統計データの有効活用に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、各局(室)区の企画に関する業務を担当する職員及び総務 企画局都市政策部統計情報課(以下「統計情報課」という。)の職員で構成す るものとする。
- 2 委員は、次の職員をもって構成するものとする。
- (1) 統計情報課長、統計情報課課長補佐及び担当係長
- (2) 各局(室)区の庶務担当課長が推薦する職員
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は統計情報課長、 副委員長は、統計情報課において企画を担当する課長補佐又は担当係長を もって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

2 会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を統計情報課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、 委員会の承認を得て統計情報課長が定める。

附則

この要綱は、平成9年11月5日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。